

学び舎えひめ悠々大学運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学び舎えひめ悠々大学運営事業実施要綱第8条の規定に基づき、学び舎えひめ悠々大学（以下「学び舎えひめ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の要件)

第2条 実施機関は、次のいずれかに該当する団体及び機関であって、次条に規定する学び舎えひめの対象となる講座（以下「対象講座」という。）を開講しようとするものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 国又は地方公共団体の所管に属する機関

(3) 法人その他の団体で事務局長が適当と認めたもの

2 実施機関として参加を希望するものは、学び舎えひめ実施機関として登録を受けなければならない。

3 実施機関が、登録内容を変更しようとするとき、登録を廃止しようとするとき又は登録要件を満たさなくなったときは、事務局長に届け出なければならない。

(対象講座の要件)

第3条 対象講座は、別表第1に掲げる学習内容及び分野を対象とするものとする。ただし、次に掲げるものを内容とすることはできない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校において、児童、生徒、学生及び幼児に対して行われる教育

(2) 専修学校、各種学校その他学校教育に類する教育

(3) 職場研修等対象を著しく限定したもの

(4) 職業訓練を目的としたもの

(5) その他事務局長が不適当と認めたもの

(愛媛県生涯学習情報提供システムによる提供)

第4条 実施機関及び対象講座に関する登録情報その他学び舎えひめの参加に必要な情報は、愛媛県生涯学習情報提供システム（以下「情報提供システム」）によって提供するものとする。

(単位の認定)

第5条 対象講座の受講者に対する単位の認定は、当該者からの申請により、実施機関が、受講状況を確認して行う。

- 2 学習した知識や技術を地域や社会に還元する活動（以下「学習成果を生かした活動」という。）を行った者に対する単位の認定は、当該活動の状況により、当該者が行う。

（表彰）

第6条 学長は、対象講座の受講者及び学習成果を生かした活動を行った者の申請により、取得単位数に応じて奨励賞を授与する。

- 2 奨励賞の名称、取得単位の種類及び必要単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 奨励賞の受賞者については、本人の承諾を得た上で、その氏名等を情報提供システムにより公開する。

（対象講座の運営）

第7条 実施機関は、対象講座の運営に当たって、次に掲げる業務に取り組まなければならない。

- （1）募集案内等に対象講座である旨を明記し、受講者に学び舎えひめの仕組みを説明すること。
 - （2）学習相談に応じること。
 - （3）学習成果を生かした活動を行おうとする者に対し、活動の機会や場所を提供するよう努めること。
 - （4）連絡担当者の設置、受講者数の報告その他学び舎えひめの円滑な運営に必要な事項
- 2 実施機関は、個人情報収集する際はその目的を明確に示して直接受講者から収集することとし、収集した個人情報の管理についても目的外の利用、提出等がないよう特別の注意を払わなければならない。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、学び舎えひめに関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

学習内容	分野
愛媛に関する学習（郷土愛媛を知り、見直し、そして新しい愛媛を創ることを目的とした学習をいう。）	愛媛の文学 愛媛の歴史 愛媛の自然 愛媛の工芸 愛媛の暮らし 愛媛の人物 四国遍路 愛媛の今・未来
現代的課題に関する学習（急激に変化する社会環境の中で、心豊かな人生を送ったり、活力ある豊かな社会を築いたりすることを目的とした学習をいう。）	国際理解・国際交流 環境問題・自然保護 福祉問題 保健・医療・健康 人権問題 育児・家庭教育 青少年の健全育成 ボランティア活動 交通安全・防災 男女共同参画社会づくり 情報化社会 社会生活

別表第 2（第 6 条関係）

奨励賞の名称	取得単位の種類	必要単位数
ブロンズ賞	対象講座の受講によって取得した単位	50
シルバー賞		100
ゴールド賞		200
ダイヤモンド賞	対象講座の受講によって取得した単位	200
	学習成果を生かした活動を行ったことによって取得した単位	100